

東住吉区地域福祉計画 (2027(令和9)年度～ 2029(令和11)年度)の 策定について

東住吉区地域福祉計画について

- ▶ 大阪市地域福祉計画と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものとして、市計画とは別に、各区で地域の特性に即した地域福祉計画を策定している。
- ▶ 東住吉区将来ビジョン（2026～2030）で定めた将来像である「誰もが、ずっと住みたくなるまち」を実現するための取り組みのうち、地域福祉に関する取り組みの指針となるもの。
- ▶ 「大阪市地域福祉計画」と「東住吉区地域福祉計画」は、前回策定した、「令和6年度～令和8年度を対象とする」計画より両計画の策定年次を合わせており、いずれも3年ごとの改定。
⇒ 令和8年度に「令和9年度～令和11年度を対象とする」新計画の策定作業を実施。

策定方法について

- ▶ 地域福祉の推進には、見守りや相談をはじめ、「地域団体や事業者等のみなさま」に普段からご尽力いただいている活動が欠かせない。
- ▶ そのため、「地域団体や事業者等のみなさまとの協働により地域福祉の推進を行う事業」に焦点をあてたつくりとし、活動にかかる統計や活動内容の紹介を充実させる。

策定スケジュールとご意見確認のお願い①

1 策定の方向性と骨子案の確認

令和8年7月3日 令和8年度第1回区政会議本会（本資料）。策定の方向性のご確認をお願いいたします。

2 素案の確認

事務局において作成後、令和8年10～11月頃開催の令和8年度第1回安心つながり部会及び子育て教育部会でご説明のうえ、区政会議委員の皆様のご意見をいただきます。

策定スケジュールとご意見確認のお願い②

3 案の確認

素案に対していただいた意見を反映して、事務局で作成。作成した案は、各委員様あてに送付させていただきます。

4 完成

案に対するパブリックコメントを経て、令和9年2月頃に完成。